

コーポレートガバナンス



CSR課題: コーポレートガバナンスの強化

トクヤマは、ステークホルダーからの信頼を高め、企業価値の向上を図るため、内部統制をCSRの基盤と位置づけ、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。また、内部統制の中核をなすリスクマネジメントとコンプライアンスの推進を、グループで徹底しています。

トクヤマのコーポレートガバナンス

トクヤマは、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、株主の皆さまの権利・平等性の確保、取締役会の監督機能の強化と独立性の確保、意思決定の迅速化と業務執行の責任の明確化、適切な情報開示と透明性の確保、および株主の皆さまとの建設的な対話などに努めています。

当社のガバナンス向上に適した独立社外取締役候補を幅広く機動的に選定し、取締役会の独立性を整備し監督機能を強化するため、2019年4月に社外取締役の選定基準を改正しました。

■ コーポレートガバナンス体制

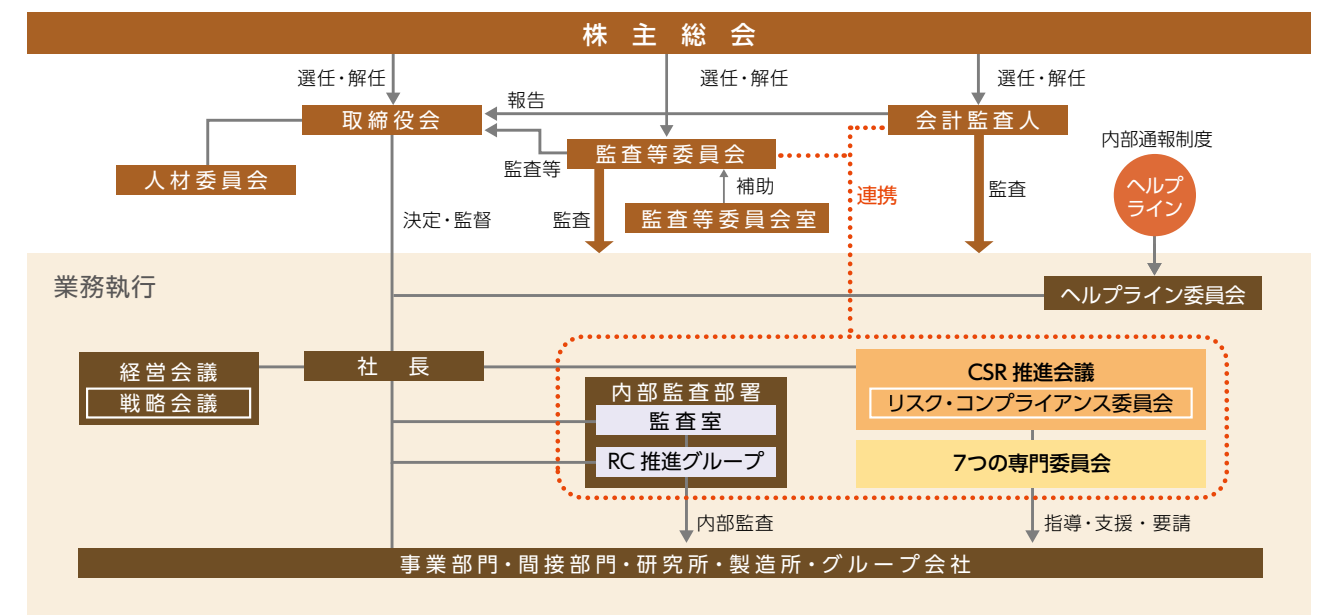
取締役会

取締役会は、業務執行に関する重要事項の審議、決議を行うとともに、業務執行を監督しています。取締役会の監督機能を強化するため社外取締役3名を選任しています。

監査等委員会

監査等委員会は、社外監査等委員3名を含む4名の監査等委員である取締役により構成され、取締役

コーポレートガバナンス体制図



会その他の社内の重要な会議に出席し、業務執行取締役の執行状況を監査しています。

人材委員会

人材委員会は、代表取締役および社外取締役により構成され、取締役会に先立ち、取締役および執行役員報酬や候補者選定などを協議しています。

経営会議

経営会議は、執行役員の中から社長が指名した者によって構成される業務執行に関する決議機関で、原則として毎月2回開催されます。取締役会が決定した決裁規則に基づき、重要な戦略などについて協議し、意思決定を行います。

戦略会議

戦略会議は、執行役員の中から社長が指名した者によって構成される社長の諮問機関で、事業執行の方向性について協議しています。

CSR推進会議

トクヤマにおけるCSRの方針と目標を決定し、その目標を達成する活動を円滑に進めるために、社長を

議長とするCSR推進会議を設置しています。適切なコーポレート・ガバナンスの強化、内部統制システム整備に関する重要事項についても本会議で議論しています。CSR推進会議には、国内在勤の全執行役員が出席します。

CSR推進会議の中にCSR推進室担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、内部統制推進の中核かつ両輪と位置づけているリスクマネジメントとコンプライアンスの推進を図っています。(→p.44)

ヘルプライン委員会

ヘルプライン委員会は、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為などについての内部通報制度として設置しているヘルプラインに関する役割を担っています。

内部監査部署

内部監査については、監査室およびRC推進グループを設置し、当社の各部署とグループ会社に対して内部監査を実施しています。

リスクマネジメント & コンプライアンス



CSR課題: リスクマネジメント・コンプライアンスの推進

トクヤマは、リスクマネジメントとコンプライアンスを内部統制推進の両輪と位置づけています。CSRを推進し、健全で持続可能な事業活動を遂行するため、リスクマネジメントの強化とコンプライアンスの徹底に向けて、さまざまな取り組みを行っています。

リスクマネジメント

トクヤマは、CSR推進会議の中に設置したリスク・コンプライアンス委員会を中心に、リスクマネジメントを推進しています。リスクマネジメントおよびコンプライアンスの観点から特に専門性および重要性の高い7分野については、専門委員会を設置し、重要な事項の審議などを通じて管理の徹底を図っています。各委員会には損失の危険の管理に関する規程の所管部署を定め、管理規程に基づき活動を行っています。

また、業務遂行上の重要な関係法令等の認識および改正動向の把握など管理体制を整備し、コンプライアンスリスクの低減に努めています。危機が顕在化した場合にはその危機の種類と重大性に応じて適切な対応が取れるよう、BCP（事業継続計画）をはじめとする各種態勢を整備しています。

トクヤマグループ5つの良心

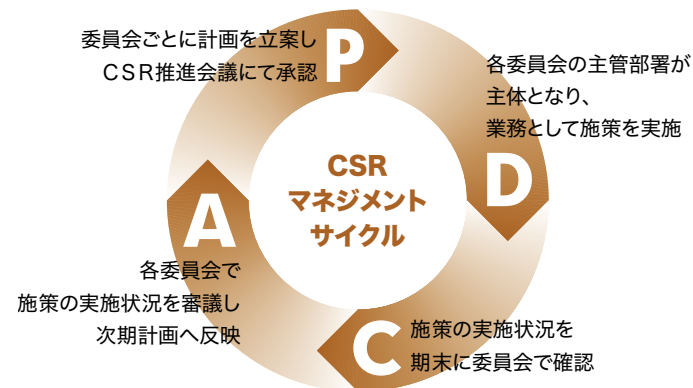
私たちのその行為は、

- ① 法令や社内ルールに違反していないか
- ② トクヤマグループ行動憲章に則しているか
- ③ 顧客や取引先はどう思うか
- ④ 社会や一般消費者はどう思うか
- ⑤ 家族や同僚に胸を張って話せるか



トクヤマグループ5つの良心カード (社員証の裏面)

CSR推進体制図



7つの専門委員会

CSR推進会議のもとに、以下の7つの専門委員会を設置しています。

決算委員会: 決算開示内容の信頼性を万全なものにするを目的に設置し、決算会計を経て決算情報を作成するプロセスを統制しています。メンバーは、決算業務を担当する経営管理グループのほか、関係部署からも選任されています。

独占禁止法・競争法遵守委員会: 独占禁止法遵守を中心に公正取引に係るコンプライアンスリスクを低減するための全社的な仕組みを構築し、運用状況を監視しながら改善・レベルアップに取り組んでいます。

貿易管理委員会: 国際的な平和および安全の維持のための安全保障輸出管理を適切に実施し、輸出などの取引に関する法令違反を未然に防止しています。

情報セキュリティ委員会: 当社グループの保有する情報資産の安全を保ちつつ、積極的な利用を促進することを目的として設置し、情報セキュリティ全般に関する基本方針の決定、啓発などを行っています。個人情報保護の推進に関する活動も推進しています。

環境対策委員会: 環境に関する方針、環境管理活動の計画・施策などについて審議・決定します。

保安対策委員会: 保安に関する方針、保安管理活動の計画・実績などについて審議・決定します。

製品安全・品質委員会: 製品安全・品質に関する方針、製品安全・品質マネジメント活動計画・実績などについて審議・決定します。

情報セキュリティの推進

お客さま情報など、情報資産のセキュリティ強化のため、セキュリティ施策方針を策定し、インシデントの予防、発生時の即応と被害の最小化のための組織(CSIRT)を設置するなど、各種の取り組みを行っています。2020年3月、海外子会社の従業員のアカウント情報が搾取され、不正アクセスによりスパムメール(約440件)が送信されたことが判明しました。二

東京本部における合同BCP訓練



次被害は確認されませんでした。アカウントやパスワードの管理徹底など再発防止に取り組み、情報セキュリティのさらなる強化に努めてまいります。

事業継続マネジメント(BCM)の実施

トクヤマは、不測の事態においても重要な事業および業務を継続するため、BCPの策定・更新、事業継続のための予算・資源の確保、事前対策の実施など平時から事業継続マネジメント活動に取り組み、事業継続能力の向上を図っています。

2020年1月、東京本部において南海トラフ巨大地震を想定し、危機対策本部(本部長:社長)と災害対策本部(本部長:総務人事部門長)の合同BCP訓練を実施し、緊急連絡/安否確認システム(EMC)等による情報収集から初期広報等の初動対応を確認しました。

2020年2月、新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部(本部長:社長)を立ち上げ、国内外の従業員の安全確保と事業継続のための措置を講じています。国内では都市部を中心に既存の在宅勤務制度を柔軟に適用した在宅勤務を推奨し、学校の臨時休校をうけ中学生以下の子どもを養育する従業員に対して休暇制度の適用を拡大しました。また徳山製造所においては取引先を含め厳格な感染予防策を徹底し、生産活動の維持・継続に努めています。

コンプライアンス

トクヤマグループは、「コンプライアンス」を法令遵守にとどまらず、社内ルールの遵守、そして社会の要

請に応えるために企業倫理に則った良識ある行動までを含めた広い意味で捉えています。グループ全体へのコンプライアンス意識の啓発・浸透を図るため、「トクヤマグループ行動憲章」「トクヤマグループ行動憲章に係るトップ・マネジメントの責務」「トクヤマグループ5つの良心」をまとめて記載した手帳版冊子を作成し、グループ全役職員に配布しています。

■ コンプライアンス教育・研修

コンプライアンスリスクを低減するため、新任のグループ会社取締役および監査役に対する法的責務研修を実施しているほか、従業員を対象にした各種コンプライアンス研修を、2019年度はあわせて57回実施しました。このほか、パワハラ・セクハラ・マタハラなど職場のハラスメント防止、CSR経営の基本とCSR活動を学

ぶためのトクヤマの「攻めのCSR」など、役職員を啓発するためのeラーニング講座を開設しました。今後も情報セキュリティ概論などを開講予定です。

■ 内部通報制度

トクヤマグループに関わるコンプライアンス違反事項（違反の可能性があるとと思われる事項を含む）について、不利益な処遇を受けることなく匿名でも安心して通報・相談ができるよう内部通報窓口（ヘルプライン）を設置しています。通報・相談は電話のほか、郵送、メールでも可能です。2019年の通報件数は8件でした。ヘルプライン窓口は通報者の保護を十分に考慮した運用としています。相談者の所属・氏名を会社に知られない完全な匿名で相談することや、女性弁護士を通じて相談することも可能です。

【トクヤマグループ行動憲章】

私たちトクヤマグループの役職員一人ひとは、「社会と共鳴する経営」を実践し、「社会から信頼され、顧客に選ばれ続けるトクヤマグループ」として持続的な成長を実現するため、以下の通り行動します。（2009年5月12日制定）

1. コンプライアンス

- 私たちは、法令・社内ルールの遵守はすべての企業活動に優先するとの立場を貫き、企業倫理に則り良識をもって行動します。

2. 公正な企業活動

- 私たちは、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行います。
- 私たちは、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3. レスポンスフル・ケア

- 私たちは、社会的に有用な製品・サービスを安全性に十分配慮して開発・製造し、社会に提供すると共に消費者・顧客の満足と信頼を確保します。
- 私たちは、環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。

4. 人権・人格の尊重

- 私たちは、企業活動に関わる人々の人権を尊重し、人種、性別、信条、国籍、宗教等による一切の差別を行いません。
- 私たちは、従業員一人ひとりの多様性・人格・個性を尊重すると共に、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。

5. コミュニケーション

- 私たちは、企業活動や財務報告書等の経営情報を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

6. 社会貢献

- 私たちは、「良き企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。
- 私たちは、国際的な企業活動においても、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、地域の発展に貢献します。

7. 反社会的勢力の排除

- 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

I. 基本原則

法令や社内ルールを遵守することはもとより、企業倫理に則り良識ある企業活動を行います。

II. 社会との関係

1. 社会貢献

【トクヤマグループ行動指針】

（前文）
トクヤマグループが持続可能な未来を「社会」とともに築く活動を継続的にを行い、ステークホルダーそれぞれからの評価の向上を目指すための、主要な事項を示します。（2012年3月28日制定）

- (1)消費者・顧客のニーズを把握するとともに、持続可能な社会の発展に資するよう、社会的に有用な製品・サービスを開発し、提供します。
 - (2)事業活動のグローバル化に対応し、国際的な企業活動においても、国際ルールや現地の法令の遵守はもとより、現地の文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮し、地域の発展に貢献します。
 - (3)「良き企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。
- #### 2. 環境保全・保護
- (1)環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動します。
 - (2)製品の研究・開発・製造、製品・商品の販売および廃棄等に当たっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する法令等を遵守したうえで、環境に配慮した製品づくりを行います。
- #### 3. 安全体制の構築
- 製品の研究・開発・製造、製品・商品の保管・輸送、サービスの提供等に当たっては、安全性に関する法令等を遵守するとともに、より高度な安全体制の構築を目指します。
- #### 4. 安全保障貿易管理
- 国際平和と安全の維持の責任を果たすため、貨物や技術の輸出に関する法令等を遵守します。
- #### 5. 政治・行政との健全な関係の維持
- 政治・行政と透明度が高い関係を構築し、不正と誤解されるような行為を行わず、健全かつ正常な関係を保ちます。
- #### 6. 反社会的勢力との関係遮断
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

III. 顧客・取引先との関係

1. 製品・サービスの信頼性

社会的に有用な製品・サービスを安全性に十分配慮して開発・製造するとともに、消費者・顧客の品質要求を満足し信頼を得る製品・サービスを供給するため、より高度な品質保証を目指します。

2. 公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引

- (1)カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用などに関する法令等を遵守し、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行います。
- (2)請負・委託を含む購買取引の公正性と透明性を確保するよう購買基本方針を定め、遵守します。
- (3)取引先の選定にあたっては、経済合理性のみならず、取引先における社会的責任への取り組みも考慮します。
- (4)下請事業者に関する法令等を遵守します。

3. 接待・贈答

- (1)顧客や取引先等との間における接待・贈答の授受について、社会的常識や国際的通念の範囲内とします。
- (2)トクヤマグループ内における個人に対する贈答その他のやり取りは、社会通念上認められるものを除き、虚礼廃止の観点から行いません。

4. 他社企業秘密の取り扱い

- (1)直接・間接を問わず、不正な手段により他社の企業秘密を取得・使用しません。
- (2)他社の企業秘密は、許された目的以外に使用しません。

IV. 株主・投資家との関係

1. 適時・適切にわかりやすい情報開示

株主・投資家はもとより、広く社会に対して会社の経営・財務情報のみならず社会に提供する製品・サービス、環境的・社会的側面などの非財務情報についても、適時・適切にかつわかりやすく開示するよう努めます。

2. インサイダー取引の防止

職務や取引に関連して知り得たトクヤマグループ内外の未公表の情報を利用した株式等の有価証券売買、ならびにその情報を利用した第三者への利益・便宜の供与を防止するよう努めます。

V. 役職員との関係

1. 人権尊重・差別禁止

- (1)役職員一人ひとりの多様性・人格・個性を尊重し、人種、民族、性別、信条、国籍、宗教、障がい、疾病、学歴等に基づく差別を行いません。
- (2)児童労働、強制労働に関わる行為を一切行いません。
- (3)相手に不快感を与える言動など、個人の尊厳を傷つける行為を一切行いません。

2. プライバシーの尊重

役職員のプライバシーを尊重し、個人情報についても、適正に管理します。

3. 労働に関する法令等の遵守

労働に関する法令等を遵守し、働きやすい職場環境の維持に努めます。

4. 職場の安全衛生と役職員の健康づくり

- (1)安全で衛生的な職場環境の整備に努めます。
- (2)労働災害を防止するための対策を確実に実行します。
- (3)役職員の心身の健康状態に常に留意します。

VI. 会社・会社資産との関係

1. 会社資産の適切な使用

会社の資産を効率的に活用し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぎ、個人目的の使用を禁じて適切に取り扱います。

2. 信頼性のある財務報告

- (1)会計処理を一般に公正妥当と認められる基準により行い、会社活動に関わる取引は正確に記録し適正に保持します。
- (2)虚偽または架空の記載や報告は一切行いません。

3. 企業秘密の管理

- (1)会社の機密情報を社内ルールに従って適切に管理します。
- (2)会社の機密情報を社外等に開示する場合は、社内ルールに基づく承認を得ると共に、秘密保持契約を結ぶなど、予期せぬ漏洩の防止に備えます。
- (3)業務上知り得た個人情報については、利用目的の範囲内で取り扱います。範囲を超えて取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得ます。

4. 情報システムの適切な使用

会社の情報システムを、社内ルールに従って適切に利用、管理します。

5. 知的財産権の保護・使用

- (1)会社の知的財産権を重要な会社資産として適切に活用し、その権利の維持・保全に努めます。
- (2)他者の知的財産権については適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しません。

附則 グループ会社においては、トクヤマの事前承認のもと、適用される法令や文化などを尊重して内容の一部変更をすることがあります。